

地方行政委員會議録第五号

昭和三十一年二月十一日(土曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 龜山 孝一君 理事 永田 亮一君

理事 古井 喜實君 理事 吉田 重延君

理事 北山 愛郎君 理事 中井 徳次郎君

青木 正君 唐澤 俊樹君

川崎 末五郎君 木崎 茂男君

櫻内 義雄君 徳田 與吉郎君

藤尾 弘吉君 森 清君

山中 貞則君 門司 亮君

出席國務大臣 太田 正孝君

出席府政務委員 早川 崇君

自治府事務官 後藤 博君

(自治府財政部長) 委員外の出席者

専門員 円地 与四松君

二月十日

奄美群島の復興予算確保に関する請願(池田清志君紹介)(第四五七号)

軽油引取税の設定反対に関する請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第四八六号)

同(早稲田柳右エ門君紹介)(第五一七号)

自動車取得税の設定反対に関する請願(五島虎雄君紹介)(第四八九号)

クリーニング業に対する事業税軽減に関する請願(床次徳二君紹介)(第五一三号)

木材引取税撤廃に関する請願(坂田

道太君紹介)(第五一四号)

公衆浴場業に対する事業税軽減に関する請願(藤尾弘吉君紹介)(第五五

一五二号)

公衆浴場業に対する固定資産税軽減に関する請願(藤尾弘吉君紹介)(第五五

五二五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

入場議与税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

昭和三十一年度地方財政計画に関する件

○大矢委員長 これより會議を開きます。

まず一昨九日入場議与税法の一部を改正する法律案が付託されました。

本案を議題といたし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。太田國務大臣。

入場議与税法の一部を改正する法律案

法律

入場議与税法(昭和二十九年法律第二二二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「収入額の十分の九」を「収入額に改める。」

第二条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「あん分」を

「あん分に改め、同項の次に次の三項を加える。

2 前年度の地方交付税の算定の基礎となった地方交付税法(昭和二十五年法律第二二二号)第十四条(都にあっては、同条及び第二

十一条第一項)の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十四条(都にあっては、同条及び第二

十一条第一項)の規定によつて算定した基準財政収入額をこえる都道府県(以下「収入超過団体」という)に対して当該年度分として譲与すべき入場議与税の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、そのこ

える金額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する額(当該額が同項の規定により算定した額をこえる場合にあつては、当該算定した額とする)を控除した金額とする。

3 前項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廃により、当該年度の地方交付税の算定の基礎となるべき基準財政収入額又は基準財政需要額と著しく異なることとなる場合においては、総理府令で定めるところにより、必要な補正をすることとができる。

4 第二項の規定により控除した金額は、収入超過団体以外の都道府県に対して人口にあん分して譲与するものとする。

第三案第一項の表中「減額した額の十分の九」を「減額した額」に、「収入額の十分の九」を「収入額」に、「合算額の十分の九」を「合算額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 収入超過団体に対して譲与すべき入場議与税は、第一項の規定による当該年度の最初の譲与時期において譲与すべき額から前条第二項の規定により控除すべき額を控除し、なお控除すべき額があると

きは、当該年度のその後の譲与時期において譲与すべき額から順次控除して譲与するものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の入場議与税から適用する。

2 入場議与税法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「減額した額の十分の九」を「減額した額」に、「収入額の十分の九」を「収入額」に改める。

○太田國務大臣 ただいま議題に供されました入場議与税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

改正の第一点は、入場議与税の総額の改正であります。入場議与税は、入場税収入の十分の九に相当する額となつておるのでありますが、地方財源

を拡充する立場から入場税収入の全額に改めるものであります。この改正により入場議与税の増額は昭和三十一年度では十六億円であります。

改正の第二点は、地方財源調整機能を強化するため、一部の都道府県の入場議与税の額を減額いたしまして、これを他の都道府県に再譲与しようとするものであります。入場議与税は、御承知の通り、人口に按分して譲与されるのでございますが、地方交付税の算定上基準財政収入額が基準財政需要額をこえるいわゆる収入超過団体に対しましては、その超過額の一定割合に相当する額だけ入場議与税の額を減額いたしまして、その減額した額を他の地方団体にさらに人口に按分して再譲与するものでございます。その方法を具体的に申し上げますと、まず減額されることとなる都道府県は、前年度の地方交付税の算定の基礎となる基準財政収入額が基準財政需要額をこえる団体でございます。法律の制定または改廃によりまして、当該年度の基準財政収入額または基準財政需要額が前年度のそれと著しく異なることとなる場合におきましては、実際の状態に近づけるため、その基準財政収入額または基準財政需要額に必要な補正を加えることができることとしております。たとえ

ば五大都市所在の府県にありましては警察費の負担が本年度は九月月分でありましたが、三十一年度は一年分となりますので、このような場合には基準財政需要額の警察費を一年分に増額

第一類第二号 地方行政委員會議録第五号 昭和三十一年二月十一日

一

補正しようとするのでございます。
減額すべき額は、基準財政収入額が基準財政需要額をこえる額に政令で定める率を乗じた額でございます。政令で定める率は、二割と予定しております。

この調整措置による昭和三十一年度における変動は、東京都につきましては入場税と税の金額十四億六千万円を減じ、大阪府につきましては、人口按分による額八億四千円から二億三千三百万円を減じ、神奈川県におきましては、人口按分による額五億三千万円から千六百万円を減することとなり、調整額の総額は、十七億九百万円となる見込でございます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに本法律案の成立を見ますようお願い申し上げます。

○大矢委員長 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○大矢委員長 次に昭和三十一年度地方財政計画について調査を進めます。質疑の通告がありますので、順次これを許します。北山君。

○北山委員 どうも質問があとさきになって非常に工合が悪いのですが、前の質問を続行いたします。

この財政計画を見ていろいろ気がついた点がありますが、何としても今年度の地方財政のいろいろの問題点の中で重要な点は地方債、公債費等の問題であろうと思っております。ところがこの前の後藤さんの話では、今年の起債の配分というものが、まだ大蔵省と話し合っておりはつきりしないということでありまして、自治庁としてはどういような本年度の起債の配分を案と

して、大蔵省と折衝しておるか、一つ特にこの一般事業債等につきまして、いろいろ関連がありますので、この際承知しておきたいのです。

○後藤政府委員 財政計画においては、公債費につきまして大ワタだけ一般会計分七十億というものをきめたのであります。その中で問題になりましては、いつでも話がなかなかむずかしいのは単独事業債と減免債でありまして、単独事業はわれわれとしては市町村の町村合併が進行いたしておりますので、この単独事業が相当ふえておりますから、これをなるべく減らしたくないという気持から、単独事業に相当量を持っていくという気持がございます。従ってその点が一つと、それからやはり義務教育の単独事業につきましても、これもあまり総額が落ちたかという点で、それからもう一つ減免債をどういうふうに見るか、これは見方の問題でありまして、三十一年度災害が一体どのくらいあるかという想定の問題であります。従って予備を多くとっておくか、それとも予備を少なく見ますかという見通しの問題にかかっておりますので、大体この辺が問題でありまして、過年度債でありますとか、義務教育の六・三だとか、そういうところは、大して問題はないと思っております。

それから公営企業分につきましては、大した意見の相違はございません。電気は大体百五十億ぐらい、これは大体話が合っておりまして、水道の分をどのくらいにするかという問題がございます、百五十億以上にはいたしたいつもりでありまして、それから病院、交通その他、この辺の配分をどう考えるか

という点に多少の意見の相違がございます。この点を調整しておるのであります。また、この辺の調整を早く終えまして、地方債全体の計画を出したいと考えて、次第であります。

○北山委員 一般の事業については問題がないと言われましたが、一般補助事業については昨年は三百九十二億、そのうち政府資金が三百十二億、公債が八十億ということになっておりますが、この金額はどの程度に減額されるか。それをお伺いしたい。

それから義務教育の方は昨年は百十一億、そのうち政府資金が九十四億で、公債が十七億ということになっております。一般単独は昨年は百億で、うち政府資金が六十億、公債が四十億、というふうな計算になっておりますが、これらの昨年の数字がどの程度に移動するか、これはワタが減るのですから、減るにきまっているのですが、どの分がどの程度に減るかというところを知りたいのです。これは今度の地方財政計画が地方団体の財政運営に非常に大きな影響がありますので、それを承知したいと思っております。

○後藤政府委員 一般会計分と公営企業分とに分けて、一般会計分のうちさらに再建債を除いたもので、できるだけ政府資金を四百億ないし四百五十億のところをいたしたい、これは一般会計分の一般分は五百八十五億ということになります。そのうち大體四百四十億、五十億の政府資金を持っていきたい、かように考えております。それから再建債等の関係が総額三百三十億でございますが、そのうちで百八十億程度の政府資金を持っていきたい。この百八十億というのは大體意見の一致

するところでありまして、公営企業は三百六十五億でありまして、そのうちで二百億ないし二百二十億ぐらいの間で話をきめたい、できれば二百二、三十億にしたい、かように考えておる次第であります。

○北山委員 そのうち再建債の問題がございまして、再建債は政府資金が百九十億というふうな内訳に聞いているので、それがどういふふうな内訳になるか、それから昨年度再建債は政府資金が五十億で、公債が百五十億ですが、その百五十億は本年度において政府資金の方へ振りかえるという原則になっておるわけなんです。それが本年でどのくらい振りかえになるか、その昨年と本年の関係、それから本年度の再建債の内訳等について、もう少し詳しくお知らせをお願いしたい。

○後藤政府委員 再建債はそのうちに三通りございまして、第一はいわゆる再建債法によるところの再建債、これは赤字のたな上げに使うものですが、総額二百億であります。その二百億のうちで百億だけ政府資金ということにしております。それからそのほか退職金の起債を六十億、これは全額政府資金であります。さらに借りかえ債の八十億のうち、三十億だけ政府資金でございます。その今申しましたものの政府資金が百九十億になります。再建債が百億、借りかえ債が三十億、退職金が六十億、これで百九十億であります。百九十億の政府資金というのは、そういう意味であります。それから昨年度の再建債の二百億のうち、百五十億の公債分は債権者の申し出があった場合に今年振りかえるということにいたしておりますが、現在の金融情勢か

らいたしますれば、利子が非常に高いものでありますから、むしろ残しておいてもいいという気持も金融機関の中にあるようにあります。しかし法律の規定もございまして、一応本年度の再建債をきめるところに、二百億のうち百億だけは政府資金、その政府資金の百億の中に前年の百五十億の振りかえが入っている、こういうふうな私どもは考えておるのであります。

○北山委員 昨年度の振りかえが入っている、そして本年の再建債の政府資金分は百億である。そうすると、どの程度に昨年度分の振りかえが入るか。計画がありますか。

○後藤政府委員 これは三十年度の再建債にきまして個々に当てはめなければならぬ問題であります。個々の団体の公債分とそれから政府資金分と、個々の団体に割当をいたします、その個々の団体に割当をいたします、その公債債を銀行との間で、銀行がどうしても政府資金に振りかえてもらいたいという額が集まったものが、三十一年度の振りかえ分になるわけであります。それが、再建債の内容がまだはつきりきまつておりませんので、今のところどの部分幾らになるかという判定がつかないのであります。

○北山委員 ただその内訳がわからぬと、やはり三十年度と三十一年度全体を通じて、どの程度に再建債が政府資金及び公債について出されるかという総額の額がきまらぬじゃないか。どのくらい振りかえ分を含むかということによって変わってくるのですから……。

○後藤政府委員 幾らに予定をするか、初めから予定を立ててもよいのですけれども、予定の問題ではなくて、現実

に振りかえを要するものは幾ら出るかによつて、その百億の範囲内においてそれを考える、こういう態度をとつておるのであります、あらかじめ予定をするのはかえつておかしいのじゃないか、かように考えた次第であります

○北山委員 そういふことを言えば、どんな予算でも計画でもあらかじめ計画をするのはおかしいということになるわけですが、極端な場合に、本年の政府資金の再建債百億分というものを、全部昨年の公債の振りかえに使用せば、ここの新規の再建債というものは公債の百億ということになるわけですね。ですから、昨年の二百億、ここの百億を加えて総額が三百億ということになる。もしも全部この振りかえをしなさいということになれば、ここの二百億ですか、昨年も二百億というところで四百億ということになる。ですから、これは単なる問題ではなくて、赤字との見合いにおいて、一体再建債によつてどのくらいを再建債として認めるかという基本方針に私は関係があると思うので、事態はいろいろ複雑でございますし、うけれども、大体計画としてはどの程度まで振りかえるのだという、そのワケがあつてしかるべきだし、それは決して不可能ではない、かように考えるのですが、どういふふうなお考えですか。

○後藤政府委員 これは再建法の成立がおくれたためにどういふことになつたのでありまして、もしも少し早く成立いたしますれば、再建債の内容がはつきりいたしますし、それによつて振りかえ分というものが明確に出てくるところ年度末までに再建団体の再建債

がどういふふうに公募分と政府資金分であるかという見通しがつかないために、やむを得ず百億の中に含まれておる、こういう格好になつておるのであります。三十億になるか五十億になるか、その点はとも私どもは今はいき見通しをしかねる状態でありまして、おっしゃいますように、振りかえ分が多くなればなるほど三十一年度のワケというのは小さくなるのじゃないかというお話も一応ございしますが、もしもそういうことになりましたらワケが少くなつて参りますれば、その分はさらに政府資金を足すなり、公募のワケを伸ばすなりいたしたいと、かように考えておるのであります。

○北山委員 その点はやはりはつきりとしためどをつけていたきたいので、五十億なら五十億を振りかえるとかそういうことになれば、総体の再建債というものは三十一年度で三百五十億ということになりますね。これは赤字額との関連でやはり必要になるかと思うので、それはきめていただきたいと思います。

それから退職手当の方は昨年も六十億、ここの六十億、合せて百二十億というふうになるわけですね。

○後藤政府委員 その通りでございます。

○北山委員 そうすると、百二十億の退職手当を出して、どのくらいの人員を整理するわけですか。

○後藤政府委員 これは退職金の再建債の、具体的に一人当たり幾らというふうな額を決定しております。従つて府県、市町村によつても違ひますし、各団体によつても非常に異なつております。十二月末までに退職金を出しま

したものが二十六億でございます。それから二月四日までに三十五億今一時前借りしてありますが、その十二月の二十六億の内訳を申し上げますと、果の一人当たりの平均が三十七万円ぐらになつております。それから市町村は二十一万円ぐらになつております。人数で申しますと、二十六億の場合には果が六千三百五十人、市町村の場合には千五百四十七人ということになっております。合せて七千八百九十七人、約七千九百人でございます。個々の団体によりまして非常にこの額は異なつております。それは普通退職金の場合があり、普通退職金に少し色をつけた程度のももあり、それから整理退職等のももあり、幅が、割増しを非常につけているところとつけてないところとございしますので、一人当たり非常に違つてくるわけでありまして。

○北山委員 ただいまのお話は、二十六億分に該当する整理人員が、果においては六千三百五十人、市町村においては千五百四十七人、こういうことですね。

○後藤政府委員 その通りです。

○北山委員 そういたしますと、そういうふうな計算で平均を出して、そうして百二十億というのを割りますと、どのくらいの整理人員になりますか。

○後藤政府委員 そういう計算ではなくて、この間一般職員等の退職者を三十一年度で九千五百五十二人というふうに御説明申し上げましたが、これに見合ふところのものを大体三十億ぐらゐと私は考えております。そういう見方はしてありますけれども、個々について幾らと、こういうわけ方はしてありません。

○北山委員 ですから、それは大体実績から見ると、七千九百人約八千人で二十六億ということになれば、九千人で三十億という見当になるかと思ふのです。そうすると、去年とことしを推算して百二十億ですからその四倍、四倍だから、八千人の四倍で三万二千人の整理、要するに百二十億の退職手当を計画の上に載せるといふことは、地方財政計画上三万二千人の首切りを、政府としては予定して考えている、こういうふうに見えていいですか。

○後藤政府委員 予定しておるといふことではなくて、今年度の場合のあの三十億は、これは毎年財政計画上の従来の計算上は、一般が千分の十五、それから教員は千分の二十五の退職者があるという計算を前からやつております。そういう計算の上に財政計画の給与費が出ておるのであります。これは毎年であります。そういう一種の自然退職と申しますか、新陳代謝が行われていくという觀念に立つております。そちらの方に三十億持つていくのであります。従つて、おっしゃるような倍額のものはならないのであります。一応われわれが財政計画上新しく予定したのは、九千五百五十二人だけでございます。

○北山委員 その自然退職というもののについても、この退職手当を貸し付けるといふ意味ですか。

○後藤政府委員 自然退職でなくて、新陳代謝の場合も考えられます。で、一般の場合には、私も本年度の起債の許可方針は純減の場合に限つてあります。ただ教員の場合は純減といふものはありません。従つてこの場合は別な計算でもって従来のものが純減

した場合に退職金を出すという考え方をしております。それで生徒増に伴う増加分だけは別建しようという考え方でありまして、その辺が不分明であります。従つて大部分の教員の退職代金は入つておられません。しかしことしはそういう点で地方団体からその部分を認めてもらいたいという要求もございします。で、地方財政法の改正案の中にそういう場合にも退職金の起債がつくという改正をいたしまして、明確にいたしたいと考えております。

○中井委員 ちょっと関連して、先ほどから退職の起債のお話が出ておりますが、後藤さん、これは前の国会のとき、その前の国会のときもいろいろ議論がありまして、これは経常費じゃないか、経常費をそういう起債でやるというところは、非常に赤字財政で困つておる市町村、府県に対して、さらにまた赤字をふやすというふうなことで、非常に問題になつたと思つたのですが、今の御説明を承ると、この前の説明のときには、臨時的な行政整理に伴うものであるというお話であつて、われわれはやむを得ず承つておつたのですが、今のお話だと、そうじゃなくて、自然退職の者も起債の対象になるといふことは、これは基本的な面であつたかと思つたのですが、どうですか。今の御答弁は、これは金額は非常に小さいやうでございしますが、自然退職者の退職金の財源まで特別起債のやうな形で政府がめんどろを見るということになれば、これは基礎的な理論として、非常におかしなことになりはしないかと思つたのですがどうですか。

○後藤政府委員 団体によりまして自然退職者の数が非常に異なつて参ります

す。大きな団体になりますと、自然退職と申しまして、その額は何千万円になる場合もございますし、何百万円になる場合もございます。従って、自然退職全部について起債を認めるといふようなことではなくて、本来ならばおっしゃる通り経常財源でございますから、その年に経常費でもって、一般財源でもってまかなうべきものと考へております。従って財政法の基本的な方針といたしましては、退職債を認めないという方針に立っておるのではありません。しかしその年度に多くの自然退職があり、また整理の場合も、勸奨の場合に、その需要を満たすだけの財源がないということもあり得るのであります。それで、それを起債に振りかえまして、ごく短期の起債にいたしまして、そうして財政のバランスをとらせるように、赤字を出さないようにしたい。こういう意味で退職債という制度を臨時的に設けたのでございまして、来年度になりますと、停年制がしかれて参ります。それから臨時待命の制度もできて参ります。停年制は普通退職でございます。整理退職ではございません。従って、やはりいわゆる自然退職と同じような方針でやるべきじゃないか。こういう意味で、こういう制度があわせてしかれますので、来年度の九千五百五十二人の退職者を予定したのでございます。

○中井委員 そういうことになる、裏から見ますと、この間出した六十億というのは、これから毎年ずつと政府が人員整理を呼号しなくても、あなたの方は計上しなくちゃならぬようになつてきますよ、どうですか。

○後藤政府委員 私どもは退職金の起債の制度というのは永続する考えは全然ございません。ここ数年の間の問題であつて、退職金に起債をつけるのは、やはり本来の財政運営の姿ではございませぬので、できるだけ早くやめたいという気持ちでありまして、できるだけこの額を多くは見ないつもりで、もしも見るにいたしましても、計画外のものにいたしたいという気持ちであります。

○中井委員 それでとにかくいいのですが、そうすればやはり原則は、自然退職に起債を許すというふうなことは、私は財政学上から見てほんとうに筋が通らない話だと思ふのです。従つて逆に言えば、あなたの方の御説明は、三十一年度は一萬五千名ばかりの人員整理をやるといふが、実際は二萬名やつても、三萬名やつてもやれるだけの財源をちゃんと用意をいたしておる、私はこういうふうに解釈せざるを得ないと思ふのですが、その辺のところはどうですか。そういうことになりましようか。

○後藤政府委員 自然退職がたぐさん行われましても、現在の六十億のワケをふやすつもりは現在ございません。この六十億のワケの中でやっていきたいというふうに考えております。

○中井委員 六十億あれば十分だ。われわれが言うのは、先ほどの御説明で、大田市町村で二十一万円、府県で三十数万円で行つて八千名余りの整理に三十億あれば十分だ、こういうのです。まだ三十億残つておるし、来年さらに六十億出すということになれば、膨大な首切りをやつても、あれだけあれば十分だ。あなたの方の御説明は現実には一萬一千名というふうな話であつた

が、実際はもっとたくさん、幾らやつてもできるように、苦しい財政の中にあつてもそれだけはちゃんと十分確保せられておるというふうに解釈せざるを得ないと思ふのですが……。

○後藤政府委員 私どもは退職者に対する退職金全部のものに起債をつけるという考え方は全然ございませぬ。一定額以上のものにしかつけない。つまり総額は、たとえばことは、今までの方針といたしましては、町村は二百万円以上、市は四百万円以上というふうな一定額以上に達した場合だけ認めております。それから不交付団体、たとえば東京都の退職金も相当ございしますが、東京都のようなところの起債は全然認めておりません。従つてそういうものを除外して、非常に財政に困つておる団体だけに、私どもは起債を認めていくという方針でおるのであります。従つて退職金の実際の所要額の中で退職債になるものは全額ではなくて、非常にしづられたものは退職債になる。退職債を当てにしようとする整理をするというふうなことではなくて、退職金のうちその団体の財政によつて幾分か退職債に振りかわつていくという考え方で、全額を絶対認めるものではないという方針を堅持しておりますわけでありまして。

○門司委員 ちょっと今のお話ですが、問題はそれでいいけれども、来年年度の財政計画にどういふ影響を持つかという事です。これを見ますと一年据え置きで二年償還になつておるのです。これが来年度の予算あるいは再来年度の予算の事業計画にどういふ影響を持つかということ、これを私が聞いてお

りますのは、払えればいいが、払えなければこれはまた借りかえが出てくる。あなた方は払うというけれども、なかなかそう簡単に今の地方財政は払うわけにいかぬ。その場合に来年度の財政計画の中にこれを見ますか。あなた方はこれを来年度の財政計画に見るというならば、話はわかるけれども、どうなんですか。

○後藤政府委員 退職金の起債の償還は、翌年度以降におきまして公債費の中に含めております。

それから一年で払いますと非常に多額になります。起債の格好でやりますと、三年で払う。その年は利子しか払わないということになりますので、非常に財政需要というものがなだらかなつて参ります。そこをねらつたのが退職債なんです。これは二年目からは給与費がぐんと落ちるのであります。その落ちた分に充てるべきは、ずであつた財源をもつて償還に充てるという觀念であります。そう他の起債のような償還が苦しいということではなくて、財源は初めから予定されているというふうに私どもは考えておるのであります。

○門司委員 みんなの心配しているのは、その点を心配しているのだ。実際は首を切つただけ給料が浮くから、それで払つていけばいいんだということなんだろう。ところがこの計画でいけば、結局三年で払わなければならぬ。そうすると、二十億一応払う。利息は一億幾ら、そういう二十一億くらいのものがずつと払われていけばそれでいいのであるが、そうすると地方財政というものの関連性が一体どうなるかということなんだ。今の赤字の立て直し

になるか、ならないかということ。私はこういうものに起債をつけて、償還期間を非常に短かくすることは、これは地方の財政の資金繰りからすれば大したプラスにはならないと思ふのです。これは来年度の財政計画の中にこれを見るのだというのなら話はわかるのです。しかしこれは見ないのだ、そつちの方で財源が浮くから、それでやるというのなら、これは赤字の解消になりませぬ。いつまでたつてもそれだけの負担が出てくるのだから、結局三年間なら三年間というものは給与の減額ができない。四年目から幾らか案になつていふ数字しか出てこない。来年度の財政計画の中に見るならそれでいい。これだけで一時の資金繰りでこれをやつてやるというのなら話はわかるけれども、今のような答弁だと、これは結局四年目でないとその効果は現われてこないという結論になりますせんか。

○後藤政府委員 財政計画の上では公債費という格好で見参ります。しかし翌年になりますと、その退職金の約半額のもの給与費で助かることになりまして、従つて私どもからいたしますれば、一応予算面では全額助かるわけでありまして。しかし公債の償還費という格好でもつて半額出て参ります。従つて残りの半分だけが助かる、こういう格好になるのであります。理屈がもしもせんけれども、大体そういうことで、一時に払つたものと二年で払つていくというもので、おっしゃる通り四年目からは完全に落ちますけれども、四年以前の状態においても、利子分が参りますけれども、大体半分くらいは浮いていく、こういう計算にな

るのであります。

○中井委員 この首切りの財源のことについて問題がありました。私どもは計画的な整理でありまして、その財源を起債に求めるという事は、これは理論的に間違っていると考えている。しかし赤字であるからやむを得ないという前国会からの説明でありましたが、きょうの説明でそれが自然退職にまで拡大解釈されるということになります。これは非常に大きな問題になると思う。結局計画的に人員整理を幾ら大きくやっても、政府の説明の数よりも倍くらいやっても、財源だけは確保しているのだというふうに解釈せざるを得ないと思うのですが、この問題はきょうはこの程度にしておきます。

あともう一点だけ、先ほどの北山さんの質問に関連してお尋ねいたしたいのですが、再建整備債には政府資金と公募のものとがあります。さっきあなたの御答弁の中に、いよいよこういうふうに政府が腰を抱いて大いに支援をするということになると、一般市中銀行その他の金融機関から借りている利子が高いものだから、銀行では急に返してもらおうと困るという気持があるというふうな話がありました。実際にはあるだろうかと思う。しかしそうなるとは非常にけしからぬと思う。これまで赤字団体に對して金を貸すときには、さんさんたらいやみを言っていて、給料の支払いは遅延させておきながら、今日政府がそれを腰を抱くということになりますと、返すのをちょっと待ってくれというふうなことで、金融機関として商売かもしれぬが、国家的に見て私はけしからぬと思うのであります。そこで政府とされましては、再建

債を各府県、市町村に配分される場合に、まず第一次としては政府資金を散布する。それで不足になった場合には公募の方にいく。はっきり言えば、銀行から五億なら五億借りているところは、それをできるだけ政府資金でもって振りかえて、それで百億使ってしまったら、今の銀行から短期で借りているものを政府が承認して長期の借り入れにするというふうな二段がまえで、計画に従ってその再建関係をお進めになつていくのか、あるいはそれはもう適当にその地方の事情によつてまかしておられるのか、その辺のところを一つ伺つてみたいと思ふ。

○後藤政府委員 お話ごもつともであります。私どもの考え方として、百五十億が公募債で、五十億が政府資金であります。従つて一応の考え方は、その百五十億と五十億の割合でもつて配分するという基礎の上に立つて、そして当該団体の取引の銀行、つまり債権者たる銀行及び金融機関の資力と申します。経営の内容によりまして多少増減を加えていこう、こういう気持でおります。もう一つは、団体の中で県と市町村との間の問題があります。市町村の方はできるだけ政府資金の額をふやしていきたい。これは借りておきます金融機関が、農協でありますとか、県信連でありますとか、非常に高利のものでありますので、そういうところの利子負担を軽減するということの意味もございまして、これは予算的に申しまして、再建債の利子補給の額にも関係がありますので、できるだけ小さい団体の赤字につきましても、政府資金を多くやりたいという気持を持っております。しかし基本的に

は、やはり総量がきまつておりますので、その総量に按分した額を基礎にしていろいろ加減をいたしたい、かやうに考えている次第であります。

○中井委員 一応方針は承りました。が、現実の問題として、三月の三十一日までに再建団体に指定するといふふうなことも、この間の説明では、現在のところ申し出は二県二市といふふうなことでありますから、総額にいたしまして二百億を突破するかどうかというの、私は現実の問題として疑問であると思ふ。そこで別に政府の五十億の金を残す必要はないのでありますから、三対一の今の配分のように承つたが、暮れになつて情勢を見て、私はやはり優先的にその五十億を使うといふふうに中央においてぜひ調整をしていただきたい。それは同時に先ほどお話がありました金利の関係とも関連があると思ふので、その辺のところをもう少し研究をしていただければぬのであらうかと思ふますが、どうでございましょうか。

○後藤政府委員 私も大体同じような考え方を持っております。私もそういう方針で、できるだけ政府資金、安い利子の方にすることが、国全体から考えましても、私どもは利子補給の予算の問題もありませんので、できるだけ政府資金を多くつけていきたいという気持はありますが、今の段階では、やはり先ほど申しましたような方針でいって、大年度末までの各団体の資金所要量を考えました上で、さらにできるだけ政府資金は全部使つていきたいという気持を私どもは持っております。

○北山委員 そういたしますと、昨年の再建債あるいは退職手当債の本年と

の関係ですが、昨年の分がもし年度内に消化ができないう場合は、これが本年に繰り越されるものか、あるいはそれはそれで切り上げて今年度分をやるといふことになるのか、再建債と退職手当の両方についてお伺いしたいと思ふ。

○後藤政府委員 再建債につきましては二百億のものが使えなかつた場合には、政府資金は先ほど申し上げましたやうにできるだけ使いたいと思つておられますが、公募債の分につきましては一応来年度も百億というものを数えておきますので、必要であればあとでそれをふやしていくという方向へ行きたい。一応格好としてはそのまゝふやしていくという格好ではなくて、さらにもう一度話し合ひをして百五十億のものを使つてもらいたいというワケの増加ということになるかと考えております。それから退職金のものはほとんど余らないんじゃないかと私も思つております。しかし年度の終りになりまして、三月三十一日で退職して四月一日に払うというのもあるやうでありますから、この残つた分は前年度からの分を繰り越して使い得るやうなことにしたい、そういう気持であります。

○北山委員 そうすると再建債の方は大きなワケだけで言えば四百億ですが、それが振りかえ分を含め、かつ前年度利子補給額をどうするかという問題は未確定ですから、従つて相当ワケが縮まるのじゃないかというやうな感じがするわけです。そこで昨年と多少事情が進みますのでお伺いしておきませんが、公募債消化については、この前再建法を審議した際には、相当困難が

あるというわけで、再建法の中に財政再建債消化促進審議会なるものを設けたわけですね。これはもう作つておりますか、あるいはこれは要らないんじゃないかということも考えられるのです。が、どういうお考えですか。

○後藤政府委員 公募債の資金委員会は今委員の任命を終えたところでありまして、近く開きたいと思つております。しかしこれは政府資金の量が多くなつて参りますれば、お説の通り必要でないかもしれません。しかし私どもはこの機関を通じて、地方の起債の問題等いろいろなものについて、もう少し金融機関側にもよくわかつていただきたし、地方財政の状態もよく御説明申し上げたいと思つていまして、別な意味も加えて私は必要なものがある、かやうに考えておるのであります。

○北山委員 いろいろお伺いしたところで、結局退職手当については昨年六十億、ことしが六十億ということ、これは実績によつて計算すれば、財政計画上政府は約三万二千人の地方公務員の整理を企図しておる。まあ計画を立ててそれだけの準備をしておる、こういうふうな考えでいいんじゃないかと思ふのです。そうするとことしは六十億ですから、御説明になつた九千人のほかに、さらにあとの分の人員整理を期待しておる、財政計画の中にそれを盛つておる、こういうふうに考えていいわけですね。

○後藤政府委員 全員が整理退職といふやうにお考えですが、私どもはそうではなくて、やはり新陳代謝といふものもあるのであります。これはどの社会にもあるのであります。新陳代謝の

分の三十億を御計算に入れておられるのはどうかと思ひます。なるほどわれわれの期待しておる九千五百人というのは、整理の形で行く場合、停年制、いろいろな形があると思ひます。停年制とか臨時待命の形でもって当然退職する者もありましようし、そうでない整理の場合もありましようが、いろいろな場合のものを含まっております。強制的に国が退職させる者が九千五百人あるのではないのであります。これは考え方の問題かも知れません。が、財政計画九千五百人の退職者を予定し期待しておる、こういうふうにお考え願ひたいのであります。程度の退職者はあり得ると私どもは思つておるのであります。

○北山委員 とにかく六十億のうちで三十億は再建法等の方針による整理だろつと思ふのですが、あとの三十億は御説の通りであるとするれば、自然退職等の退職手当所要額が出るというから、それに対して親切から入れたのだ、こういうことで、しかも地方財政法等の改正もしたいということでありまふ。それくらいは自然退職というものが出来るというならば、逆にむしろ地方財政法の改正をして、その自然退職の分については財源措置を考えてやる、それから地方財政の再建促進法の中にああいうような規定をしない方がよいのではないかと思ひますが、どうですか。むしろ逆に再建促進法のような、地方財政の立て直しのために、本人の意に反して一律に整理をするというやうな方法でなくて、自然の退職ですらも同数くらいのものであるとするならば、その方にウェットを置いて、その方に金の工面をしてやるという方が政

府としては自然で、出血を見ないで済むのではないかと振りがえたらどうか、こういうふうにか考へるのです。要するに法律の上でいへば、再建促進法の中の退職手当の規定は省いて、地方財政法の方に載せるというやうな方がいいのじゃないかと思ひますが、どうですか。

○後藤政府委員 これは二つの問題があると思ひます。一つは新陳代謝、自然退職という言葉はおかしいのでございませうが、新陳代謝によつて更新する、たとえば一般職員は千分の十五、教員については千分の二十五となつております。この率を上げていけばおっしゃるやうなことになると思ひますが、この率を上げるに恒久的に上げることにあります。そういうことよりも臨時的に退職者を予定して、別項に立てた方が私は地方財政の将来の問題を考える上でのいいのじゃないかというのが第一点であります。

もう一つは地方財政法の中にはつきり書くという方法もあると思ひます。しかし再建整備法の中に入れたものは、再建整備法の一環といたしまして考へられるのではないか、再建整備法そのものが臨時的の立法でありますので、臨時的措置という点を強調し、再建法とのからみ合いというやうなもの考へて参りますれば、やはり再建促進法の中に入れていくという考へ方もあるものであります。おっしゃるやうに財政法の中に入れていくことも考へられぬことはないと思ひます。そういう考へ方もしたこともありますが、それから私どもは再建法とのからみ合いの問題と、それから臨時的措施であるという点からして一緒の中に入れておく、こういうふう

持つていった方がよいだらうという考へ方で、ああいうやうな措置をとつたのであります。

○北山委員 地方財政だけを考へるといふわけにはやはり政治としては参らぬのじゃないか、この両年度を通じて三万人以上の入人を整理する、この整理された人はどこへ行けばよいか、今の社会において、今の状況において転職というものの可能性がほとんどないといふことは言うまでもないのであります。ですからこれは出血であり、失業者を出すといふことなのであります。三万人も急激に出すといふことは一体政治としてよいかどうか、地方財政の赤字をなくして収支のバランスをとらせるといふことだけを考へればそれでよいかも知れないが、やはりそれよりも方もあわせ考へれば、ごく自然に希望退職等について金を借してやるというやうな制度の方がよいのであつて、再建計画を作つて無理やり出血を強制させるというやうな行方ではない方が私はいいのじゃないかと思ふ。後藤さんはどういふふうに考へられますか。

○後藤政府委員 私どもは純粹に財政的に考へまして、そうして現在困つております財政運営がうまくいくやうな方式で財政計画を立てております。従つて、退職金につきましてもそういう考へ方から出発しておるのであります。が、もっと大きな点からの御質問でありまして、これは私のなわ張り外の問題を含んでおりますので、ちょっとお答えしかねると思ひます。

○北山委員 大臣がさっぱり来ないものですから、その飛びつちりが後藤さんの方にいくのですが、もう一つお伺ひしたいのは、これは後藤さんでもおわかりになる問題であります。実は今度の実態調査によりまして、市町村の職員が今までの財政計画上の人員よりも五万一千人多い、はみ出しておるというところで、今度はそのうち、ことの整理で大体一万五千人は整理するといふわけなんです。ところでその五万一千人が多いのかどうか。財政計画よりも多いといふことはわかる。ところが財政計画の方が正しいのか、実態調査の方が正しいのか、一体これはだれが判定するのですか。財政計画を勝手に作つておいて、そしてそれよりもはみ出しておるからといって、はみ出した方が悪いといふのかどうか。財政計画であつたとするならば計画の方が悪いのであるが、一体それをはみ出した分が悪いという根拠はどこにあるか。悪いといふか、整理すべきだ、これは多過ぎるという根拠を一体自治庁はどのようにお考へになつておりますか。

○後藤政府委員 財政計画の数字は、職員の数というものは二十二年から積み上げてきた数字でございませう。私どもはそうえらく間違つてゐると思つていないのでございませう。ただ実態調査の結果非常に差が出た。その原因はどこにあるか。これは財政計画上人数だけを見ないで、他の投資的経費等に伴つて人員がふえたものの過小の見積りである、こういうふうにか考へたのであります。しかしこの数は、実態調査をやつた以上は、やはり実態調査の数字をとるのが実態調査の目的ではないか、こういう意味でわれわれと大蔵省との間でかなり議論をしたのであります。ただ実態調査の結果をそのままに

るにいたしましたも、たとえば昨年の一月から本年度の終りまでに、町村合併等によつて退職する者の数は、やはり引くべきことが当然であります。そういう者を五千人ばかり見ております。あとの九千人を本年度整理するといふのが、町村合併によりさらに減るものもございませうし、停年制その他臨時待命の制度によつて、本年さらに落ちていくものもありまふから、そういう意味で九千五百人程度のものはやはり退職者があるだらうといふことからは、はじいたのであります。いいとか悪いとかいふ問題ではなくて、大体その程度の人員の縮小というものはあり得るだらう、またそういうものを財政計画で見ても不都合ではないだらうといふ観点から見たのであります。やはり財政計画を実態調査の数字を基礎にしたものに直していききたいといふこととから、本年度の財政計画は作つておるのであります。

○北山委員 しかし、政府の財政計画なるものが妥当でないといふことは、今年度の財政計画は大いに是正をしたのですから、政府自身が認めたわけですから、従来の二十五年度を基礎にした財政計画が正しくないといふので、こゝしは二十九年度の決算を基にしてあらためて出直したわけですから、それから財政計画の数字をものさしにして、それ以上のはみ出した分は多過ぎるという議論はない。従つて五万一千人といふものはない。従つて五万一千人といふものがあるといふやうに考へるべき問題であるといふように考へるのですが、なおお伺ひしておきたいのは、あとの三万六千人といふのはどういふふう

るおつもりですか。これはことし認めた以上はずっと認めていくのであるか、あるいは将来においてこれも多い分として整理をするのであるか、これをお伺いしておきたいのです。

○後藤政府委員 あとの三万六千人につきましては、地方団体のあるべき基準の定員と申しますか、これはもちろん定員そのものではなくて、国として保障すべき限度の基礎になるべき定員と申しますか、そういうものを行政部で研究しておりますので、その研究の結果を待って、あとの三万六千人をどうするかということを考えていきたいと考えております。これは三万六千人だけの問題ではなくて、地方の一般職員の総数をどういうふうに考えていくべきかという問題として考えていきたい、かように考えております。

○北山委員 今の問題につきましても、それ以上は政治的な点も含みますから、長官がお見えになってからやることにいたしまして、時間もたっておりますから、私はきょうはこの程度で終わります。

○大矢委員長 それでは、本日はこの程度にして、次回は公報をもってお知らせいたします。

これにて散会いたします。
午後零時五分散会

昭和三十一年二月十四日印刷

昭和三十一年二月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局